平成２８年（フ）第５４２号
栃木県矢板市木幡762番地４
債務者　石田　義仁
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５１号
岡山市南区泉田423番地15　パールメゾン泉田101号
債務者　三宅　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８０号
岡山市南区泉田３丁目７番14―２号ウッディ芳泉Ａ102
債務者　伊藤かおり（旧姓冨山・井口）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７８６号
東京都葛飾区西亀有１丁目33―８
債務者　大平　幸子（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４１号
東京都板橋区舟渡２丁目19―５―101
債務者　鈴木　　明
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８６１号
東京都板橋区南常盤台２―22―18―101、住民票上の住所大阪府寝屋川市木田元宮２丁目４―３―201
債務者　松本佳津枝
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８６７号
東京都足立区六月３丁目１―５―205
債務者　高島　永子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８６９号
東京都墨田区向島１丁目12―10―401
債務者　渡邊　眞弓
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８７３号
静岡県沼津市庄栄町10―50―405
債務者　高山　謙三
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８０号
東京都練馬区大泉学園町１丁目11―24―206
債務者　山口　晶子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８１号
東京都新宿区若松町９―16―603
債務者　山中　ムツ
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９０５号
東京都新宿区高田馬場３丁目９―３　涌井方２Ｆ
債務者　佐藤　　栄
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９０７号
東京都荒川区南千住２丁目29―３―503
債務者　太田　博之
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１１号
東京都豊島区巣鴨４丁目17―５
債務者　松田　　朗
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１２号
東京都武蔵村山市岸１丁目５―１　豊泉ビル１・102
債務者　中村　重成
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１３号
東京都稲城市東長沼67　トライアングルＫＨ303
債務者　遠藤久美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部